

企業局

議案第15号 令和8年度大津市ガス事業会計予算について

それでは議案第15号、令和8年度大津市ガス事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量です。

託送供給戸数は、10万4,200戸、年間託送総供給量は、1億2,994万7千 m^3 、1日の平均託送供給量は、35万6,019 m^3 です。

主要な建設改良事業は、記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算説明書の予算実施計画で内容を説明いたしますが、収入予定合計額は、43億5,828万円、支出予定合計額は、42億1,382万円です。

8ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算説明書の予算実施計画で内容を説明いたしますが、収入予定合計額は、4億1,578万円、支出予定合計額は、21億1,289万円で、

7ページの条文のカッコ内に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16億9,710万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億3,430万円、過年度分損益勘定留保資金15億6,280万円で、補てんするものです。

再び8ページをお願いいたします。

第5条、債務負担行為は、2点ございます。

1点目のお客様センター業務委託、2点目の企業局広報紙パイプライン製作業務委託は、現在業務委託している契約が令和8年度で終了することから、新たに債務負担行為を設定するものです。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、記載のとおりです。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費及び交際費で、金額は記載のとおりです。

第8条、たな卸資産購入限度額は、2億2千万円です。

次に、第3条及び第4条について予算説明書で説明いたしますので、73ページの令和8年度大津市ガス事業会計予算実施計画をご覧ください。

最初に、収益的収入及び支出のうち、収入ですが、款1ガス事業

収益は、43億5,828万円です。

項1 ガス事業売上高、目1 ガス売上は、LPガスの売上ほか、目2 託送供給収益は、大津市の所有するガス導管の使用料収入です。

項2 営業雑収益、目1 受注工事収益は、ガス内管新設、増設等の受注工事に伴う収益、目2 その他営業雑収益は、契約最大払出ガス量超過補償料です。

項3 附帯事業収益、目1 特定事業収益は、ガス小売事業に係る受託事業の収益等です。

項4 営業外収益、目1 受取利息及び配当金は、有価証券利息ほか、目2 他会計負担金は、児童手当に対する一般会計からの負担金、目3 長期前受金戻入は、建設改良費の財源として受け入れた工事負担金等を減価償却の期間に合わせて収益化するもの、目4 雑収益は、行政財産使用料等です。

項5 特別利益、目1 固定資産売却益及び、目2 過年度損益修正益は、いずれも科目設定です。

74ページをお願いいたします。

次に、支出です。

款1 ガス事業費用は、42億1,382万円です。

項1 営業費用、目1 売上原価は、LPガス原料費ほか、目2 供給

販売費は、ガスの供給、保全対策、事業者間精算に要する費用、目3一般管理費は、ガス事業活動全般に関連する費用です。

項2 営業雑費用、目1 受注工事費用は、ガス内管の受注工事に要する費用です。

項3 附帯事業費用、目1 特定事業費用は、ガス小売事業に係る受託事業に要する費用等です。

項4 営業外費用、目1 雑支出は、貯蔵品売却原価ほか、目2 消費税及び地方消費税は、納税相当分です。

項5 特別損失、目1 固定資産売却損及び、目2 過年度損益修正損は、いずれも科目設定です。

このほか、予備費を計上しております。

75 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、収入ですが、款1 資本的収入は、4億1,578万円です。

項1 工事負担金、目1 工事負担金は、道路整備工事等、他工事からの移設依頼等に対する工事負担金、項2 固定資産売却代金、目1 固定資産売却代金は、科目設定です。

項3 投資、目1 投資は、満期保有目的有価証券の償還元金です。

次に、支出です。

款1 資本的支出は、21億1,289万円です。

項1 建設改良費、目1 拡張工事費は、ガス導管拡張工事費、目2 改良工事費は、ガス導管改良工事費ほか、目3 建設事業事務費は、建設事業に係る人件費等の事務費です。

項2 投資、目1 投資は、満期保有目的有価証券の購入代金です。

76ページからは、予定キャッシュ・フロー計算書など説明書類を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、令和8年度大津市ガス事業会計予算の説明とさせていただきます。